

株式会社〇〇(乙)は、△△株式会社(甲)に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

派遣先(甲)	(名称) △△株式会社 (所在地) 石狩市〇〇町××-×× (電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇
③ 就業場所	★部署名や電話番号といった、派遣元事業主が派遣労働者と連絡がとれる内容を記載すること。 (名称・所在地) △△株式会社道央工場 石狩市〇〇町××-×× (部署) 水産加工開発部 新商品開発課 (電話) (0133)〇〇〇-〇〇〇〇
③ 組織単位	水産加工開発部新商品開発課(新商品開発課長) 組織単位を特定(組織の名称、組織の長の職名)を明記
① 業務内容	新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 (派遣法施行令第4条第1項第3号に該当)
② 業務に伴う責任の程度	□付与される権限なし ■付与される権限あり[副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)]
⑤ 派遣期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日
⑤ 就業日	月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13~8/16、年末年始 12/30~1/7は除く)
④ 指揮命令者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 新商品開発課第一係長 (氏名) ★★ ★★★ (電話) (0133)〇〇〇-△△△△内線×××
⑪ 派遣先責任者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 水産加工開発部新商品開発課長 (氏名) ◎◎ ◎◎ (電話) (0133)〇〇〇-××××内線△△△△
⑪ 派遣元責任者	(部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター (氏名) ●● ●● (電話) (0123)△△△-××××
⑥ 就業時間(休憩時間)	例) 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)
⑫ 時間外(休日)労働	★派遣元事業主が「時間外労働休日労働に関する協定届」を労働基準監督署に届出していること。 例) 1日5時間月36時間年360時間(休日労働月2日9時から20時までの8時間)※派遣元36協定の届出の範囲内とする。
⑦ 安全及び衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の規定を適用する。
⑬ 福利厚生	例) 制服の貸与あり、売店及び駐車場の利用可 ★便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。
⑩ 派遣人員	1人 ⑯派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別 「無期雇用労働者に限定する」「60歳以上の者に限定する」「無期雇用労働者、60歳以上の者に限定しない」
⑮ 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別	□ 協定対象労働者に限定 ■ 限定しない
⑧ 苦情の申出先処理方法・連携体制	(1)苦情の申出を受ける者 『申出先』(乙 派遣元) (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) ※※ ※※ (電話) (0123)×××-〇〇〇〇 『申出先』(甲 派遣先) (部署) 水産加工開発部 (役職) 水産加工開発部長 (氏名) ## ## (電話) (0133)×××-△△△△ (2)苦情処理方法、連携体制等 ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
⑨ 派遣労働者の雇用の安定を図るための必要な措置	(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 (2)派遣先における就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の派遣期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、乙が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないときは少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)労働者派遣の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。
⑭ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	(派遣元が職業紹介を行える場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする(ただし手数料表の範囲内とする)。 (派遣元が職業紹介を行えない場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。

(派遣先)

(甲)(所在地)石狩市〇〇町××-××

(事業所名)△△株式会社 代表取締役 ◇◇ ◇◇

(派遣元) (許可番号)派01-300000

(乙)(所在地)恵庭市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

(事業所名)株式会社〇〇 代表取締役 ▲▲ ▲▲